附則第三十三条の二第三項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第七項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十三条の二の二第一項中「附則第三十五条の三の三及び」を「附則第三十五条の三の四及び」に、「附則第三十五条の三の四第一項」を「附則第三十五条の三の五第一項」に、「附則第三十五条の三の三第三項」を「附則第三十五条の三の四第三項」に改め、同条第二項中「附則第三十三条の二の二第一項」を「附則第三十三条の二の三第一項」に改め、同条を附則第三十三条の二の三とし、附則第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る道府県民税の課税の特例）

第三十三条の二の二　道府県は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項、附則第三十五条の三の二及び附則第三十五条の三の三第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項、附則第三十五条の三の二及び附則第三十五条の三の三第一項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第三十七条の十四第四項第一号に規定する基準年（附則第三十五条の三の二第三項及び第八項並びに附則第三十五条の三の三第一項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第三十五条の三の二及び附則第三十五条の三の三第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、道府県民税の配当割を課する。

2　前項の規定の適用がある場合における第二十三条第五項、第二十四条第一項第六号並びに第七十一条の三十一第一項及び第二項の規定の適用については、第二十三条第五項中「並びに」とあるのは「、附則第三十三条の二の二第一項並びに」と、第二十四条第一項第六号並びに第七十一条の三十一第一項及び第二項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三条の三第三項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第七項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改め、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条第三項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「次条第四項及び第五項」を「次条第五項及び第六項」に改め、同条第六項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十四条の二第一項中「令和八年度」を「令和十一年度」に、「第五項及び第七項」を「第六項及び第九項」に改め、同条第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第五項」を「第六項」に、「第七項」を「第九項」に、「第十二項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第五項（第六項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第五項又は第六項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第三十四条の二第五項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第三十四条第四項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第八項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の二第四項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第八項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の二第四項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第八項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の二の二第二項及び第三十五条の二の三第二項中「附則第三十五条の三の四」に改める。

附則第三十五条の三の二第一項中「同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する」及び「（以下この条において「非課税口座」という。）」を削り、「第四項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第五項において「非課税管理勘定」を「第七項において「非課税管理勘定」に、「第五項において「累積投資勘定」を「第七項において「累積投資勘定」に、「第五項において「特定累積投資勘定」を「第七項において「特定累積投資勘定」に、「第五項において「特定非課税管理勘定」を「第七項において「特定非課税管理勘定」に、「含む。以下この項及び第五項」を「含む。以下この条」に、「金額（以下この項及び第五項」を「金額（以下この条」に改め、同条第六項中「前二項」を「第六項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、市町村民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一　当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。